

地方独立行政法人秋田県立療育機構第4期中期目標

秋 田 県

地方独立行政法人秋田県立療育機構（以下「療育機構」という。）は、平成22年4月1日の設立以降、「発達に支援が必要な子どもたちに、安全で良質な医療・療育を提供するとともに、乳幼児期から学齢期そして成人期に至るまでライフステージに応じた適切な支援を行うこと」を基本理念に掲げながら、秋田県立医療療育センター（以下「療育センター」という。）を運営してきた。

設立から平成26年度までの第1期中期目標の下では、療育を取り巻く環境や社会情勢の変化、県民ニーズや新たな課題に適切に対応し、専門的で質の高い療育を提供した。

平成27年度から令和元年度までの第2期中期目標の下では、多様化する障害児・者のニーズへの対応、家族も含めた総合的な支援体制の充実、地域の療育関係機関との連携推進や地域の療育体制への積極的な支援など、一層のきめ細かな療育の提供を実施してきた。

令和2年度から令和6年度までの第3期中期目標の下では、障害のある子どもやその家族が、住み慣れた地域で支援を受けながら安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与するため、地方独立行政法人制度の特長を生かした弾力的かつ効率的で透明性の高い運営により、社会のニーズや新たな課題に対し、迅速かつ的確に対応し、必要とされる療育を提供してきた。

令和7年度から令和11年度までの期間においては、新秋田元気創造プラン、第2次秋田県障害者計画、秋田県医療保健福祉計画等を踏まえ、障害のある子どもたちやその家族が、住み慣れた地域で支援を受けながら安心して暮らすことのできる社会の実現のために必要とされる療育を引き続き提供するとともに、本県を取り巻く社会情勢等を踏まえ、合理的・効率的運営により経営の安定化に努め、安全で良質な医療・療育の提供機能を維持していく必要がある。

このため、次のとおり第4期中期目標を定めることとし、本県の中核的療育機関として、地域の関係機関と連携を図りながら、乳幼児期から成人期に至るまでライフステージに応じた切れ目のない支援に努め、県民、利用者・家族から信頼される療育センターの運営を期待する。

第1 中期目標の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間とする。

第2 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

療育機構は、療育の提供を行うなど、定款で定める業務に取り組むとともに、その質の向上に努めること。

1 質の高い療育の提供

療育機構は、本県の中核的療育機関として、県民、利用者・家族の視点に立って、

より安心して信頼できる療育サービスの提供及び高度な療育サービスの提供に資する調査・研究に努めること。

(1) 疾患、障害、発達に応じたきめ細かな療育の提供

本県の中核的な療育機関として、疾患、障害、発達に応じた高度で専門的な療育サービスを提供すること。また、これに資する調査・研究に努めること。

(2) 療育従事者の確保・育成

療育ニーズに対応し、高度で専門的な療育を安定的に提供するため、人材確保のための方策を検討・実施し、計画的な療育従事者の確保に努めること。

また、研修体制の充実により、専門知識の習得及び専門性の向上を図り、療育従事者の育成に努めること。

(3) 利用者・家族の視点に立った療育サービスの提供

利用者・家族の視点に立ち、療育環境の整備やホスピタリティーの向上を図るとともに、利用者の権利を尊重することにより、信頼される療育サービスを提供すること。

(4) より安心して信頼される療育の提供

医療安全対策や情報セキュリティ対策を徹底すること等により、より安心して信頼される療育を提供すること。

また、虐待の未然防止や虐待発生時の適切な措置の実施に努めること。

2 地域療育への貢献

地域の関係機関との一層の連携推進及び地域の療育体制への積極的な支援により地域療育に貢献するとともに、療育に関する積極的な情報発信に努めること。

また、各種研修や支援に関する技術的な助言により、地域の療育関係者の人材育成及び県内の療育水準の向上を図ること。

3 ライフステージに応じた総合相談

教育機関等関係機関と連携し、乳幼児期から成人期に至るまで、ライフステージに応じた各種相談に対応し、必要とするサービス情報の提供や利用までのバックアップを行うこと。

4 専門的な支援を必要とする障害児・者への支援

県内唯一の専門支援機関である秋田県発達障害者支援センター、秋田県医療的ケア児支援センターは秋田県における支援拠点として重要な役割を担っていることから、その機能をより一層充実させるとともに、地域における支援、積極的な情報発信に努めること。

5 個人情報の適切な管理

医療・療育機関における個人情報は、その性質や利用方法等から、特に適正な取扱いの厳格な実施を確保する必要がある分野の一つであることから、個人情報保護

法の趣旨を踏まえ、情報の性格及び重要性を十分認識し、不正アクセス、ウイルス攻撃等のサイバー攻撃や部外者の侵入等の意図的な要因による情報資産の漏えい、内部不正等、様々な脅威を想定した情報セキュリティ対策を実施するとともに、療育機構における個人情報取扱い要綱の遵守を徹底し、情報の適正な取扱いを図ること。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

療育機構は、中期目標の達成に向けて、地方独立行政法人制度の特長を生かし、自己決定・自己責任のシステムにより業務運営の改善及び効率化に努めること。

1 効率的な運営体制の構築

療育の安定的な提供、経営改革が図られるよう、効率的な運営体制を構築すること。

2 施設経営に携わる事務部門の職員の確保・育成

業務運営の自律性を高めるとともに、施設経営の安定化を図るため、財務・会計知識及び経営知識に精通した事務部門の職員の確保と育成に努めること。

3 収入の確保、費用の節減

安定的な経営基盤を確立するため、収益向上のための方策を検討・実施するとともに、コスト及び財務状況を意識しながら、創意工夫により、費用の節減に努めること。

第4 財務内容の改善に関する事項

一層の経営改革を進め、年度ごとに財務内容の検証・見直しを図り、運営費交付金の抑制に資すること。

第5 その他業務運営に関する重要事項

療育機構は、本県の中核的療育機関として、県民に安心して信頼できる療育を継続して提供できるよう、次の事項を実施すること。

1 施設及び設備の整備に関する事項

施設及び設備整備については、費用対効果、県民の療育需要、療育技術の進展などを総合的に勘案し、必要性を十分に検討の上、計画的に実施すること。

2 防災・防犯対策の推進

近年、県内においても大雨災害等の大規模災害が発生していることから、災害等における利用者の安全安心を守るため、定期的な防災・防犯訓練等を行い、平時からの備えにより一層努めること。

3 人事に関する事項

効率的な業務運営ができるように、職員の適切な配置に努めること。
また、職員の業績・能力評価を的確に反映した人事管理を行うこと。

4 職員の就労環境の整備

多様な勤務形態の導入などにより、職員にとって能力が発揮しやすく、働きやすい環境の整備に努めること。

5 障害者差別解消の取組

障害を理由とする差別の解消を推進し、障害のある人もない人も地域で安心して暮らしながら生きがいを持って生活することができる共生社会を実現するため、療育機構の基本理念である人権・人格の尊重に基づき、職員一人ひとりが積極的に職員対応要領を実践するとともに、療育関係者を対象とする研修等の機会を捉えて、障害者への理解の促進に努めること。

6 中長期的な視点での経営管理の強化

本県を取り巻く社会的情勢、今後の療育ニーズの見込み等を踏まえ、適切に経営状況の分析等を行い、社会的情勢の変化等が経営に与える影響を早期に把握し、必要に応じて対策を講じること。

また、県の療育拠点施設としての将来的なあり方を検討の上、中長期的な視点による経営管理を強化し、財務内容の健全化を図ること。